

# 伊丹市新庁舎デジタルサイネージ構築事業仕様書

## 1. 事業内容

### 1.1. 事業名称

伊丹市新庁舎デジタルサイネージ構築事業

### 1.2. 業務目的

令和4年11月28日開庁予定の新庁舎において、デジタルサイネージシステムを設置して、フロア案内や市からのお知らせ等のコンテンツを来庁者に映像や音声を使用して分かりやすく提供することで、来庁者の利便性を向上させるとともに、市の情報発信機能を高めることを目的とする。

### 1.3. 事業概要

- (1) 市が用意し、1階市民協働スペース壁面に設置する「4面マルチディスプレイ」(1式)を活用したデジタルサイネージ(以下、「4面マルチサイネージ」と呼ぶ。)の構築
- (2) 市が用意し、各フロアに設置する55インチディスプレイ(17台)を活用したデジタルサイネージ(以下、「各フロアサイネージ」と呼ぶ。)の構築
- (3) 1階の「総合案内デジタルサイネージ」(3式)(以下、「総合案内サイネージ」と呼ぶ。)の設置・構築。またそのコンテンツの制作。

以上の業務を一体的に実施する。

### 1.4. 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日

## 1.5. 運用開始期日

令和4年11月28日（月）

尚、運用テスト等を含めて市担当者の検認を開始期日の7日前には終わることとする。  
その他、新庁舎整備工事の完成引き渡しは令和4年9月末を予定し、その後、運用開始期日までは引越し移転期間とする。

## 1.6. デジタルサイネージ設置場所

伊丹市新庁舎（伊丹市千僧1丁目1番地）

各デジタルサイネージ及びディスプレイの設置場所は下表及び別紙「サイネージ配置図」の通り。また、機器や区分については下表「設置・仕様表」の通り。

表) 設置・仕様表

設置場所			基本仕様		台数	設置区分				
フロア	室名	配置位置	本体	付属		調達	取付	電源	LAN	同軸
1階	市民ロビー	A	総合案内デジタルサイネージ 55インチ (最大解像度:3840×2160画 素以上)	・筐体 ・取り扱い説明板	3	事業者	事業者 (自立)	市	市	—
	市民協働スペース	B	4面マルチディスプレイ 品番:T-55VF2H メーカー:Panasonic	・取付架台 ・音響スピーカー ・アッテネーター	1	市	市 (壁面)	市	市	市
	市民ロビー	C	55インチディスプレイ 品番:T-55EQ1 メーカー:Panasonic	・取付架台	2	市	市 (壁面)	市	市	—
2階	市民ロビー エレベーターホール	C	55インチディスプレイ 品番:T-55EQ1 メーカー:Panasonic	・取付架台	6	市	市 (壁面)	市	市	—
3階	市民ロビー エレベーターホール	C	55インチディスプレイ 品番:T-55EQ1 メーカー:Panasonic	・取付架台	3	市	市 (壁面)	市	市	—
4階	市民ロビー エレベーターホール	C	55インチディスプレイ 品番:T-55EQ1 メーカー:Panasonic	・取付架台	6	市	市 (壁面)	市	市	—

## 1.7. 見積もり範囲

上表のうち設置区分に「市」と記載しているものについては、本市が用意する。またインターネット接続環境、LAN環境についても、別途本市が用意する。それ以外のシステム運

用に必要となる物品、コンテンツ、設置・設定の費用について見積もること。また、構築後の運用・保守に必要となる費用については令和5年度3月31日分までを見積もり、「令和4年度構築・運用・保守費用」に含めること。次年度以降5年間必要となる運用・保守に必要となる費用については「次年度以降5年間（令和5・6・7・8・9年度）運用・保守費用」に見積もること（「伊丹市新庁舎デジタルサイネージ構築事業に係る公募型プロポーザル実施要領（様式第8号）」参照）。

## 1.8. スケジュール・施工調整

施工及び施工スケジュールに関しては、市担当者並びに新庁舎整備工事に係る工事監理者及び施工者と十分な施工調整を図ること。尚、引越し・移転期間中の施工においては市が別途発注する移転事業者の管理のもと、スケジュール及び作業内容の調整を行こととする。

## 2. 各サイネージに表示するコンテンツ及び運用

### 2.1. 共通事項

各サイネージに共通する事項は次の通り。

- (1) 動画・静止画・文字情報が再生可能であること。
- (2) 表示するコンテンツについては、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）で内容や表示順、表示時間等を市職員が容易に設定・更新可能であること。
- (3) コンテンツの掲載については、CMSで管理されたユーザーによる掲載依頼や承認等の基本的なワークフローにより掲載できること。
- (4) 「4面マルチサイネージ」「各フロアサイネージ」「総合案内サイネージ」それぞれのコンテンツは独立で設定・表示されることが必要であるが、いずれのシステムも職員が自席からどのサイネージもWebブラウザで管理できる等して、運用負担が大きくなること。
- (5) CMSによるコンテンツの設定・更新について、研修やマニュアルの提供及び、利用方法の問い合わせ対応等、市職員による設定・更新支援を行うこと。
- (6) CMSについて、クラウド型での実現、オンプレ型による実現については問わない。

- (7) 将来的にディスプレイやSTB（セット・トップ・ボックス：放映用端末）、あるいは、本事業とは独立したコンテンツを表示するデジタルサイネージを容易に追加できる拡張性のあるシステムとすること。

## 2.2. 4面マルチサイネージ

4面マルチサイネージの全面を活用し、以下のコンテンツを表示する。

- (1) 市からのお知らせ： 静止画、文字情報、15秒～3分程度の動画
- (2) ニュース、天気予報： 民間事業者により提供される、全国、関西地方のニュース、及び天気予報
- (3) 議会中継： 市役所において構内放送されている議会中継をリアルタイム放送する
- (4) 緊急災害情報： Lアラートによって発出される緊急災害情報等を割り込み掲載する

尚、「ニュース、天気予報」の表示については、1日の更新頻度を3回程度とする。天気予報のエリア区域については近畿地方や、兵庫県等の本市を含むエリアを表示させること。また契約・費用請求に関しては、受託事業者を通して本市に提供するものとする。

## 2.3. 各フロアサイネージ

各フロアに設置される計17台のディスプレイを活用し、以下のコンテンツを表示することを想定している。

- ・市からのお知らせ： 静止画、文字情報、15秒～3分程度の動画

計17台のディスプレイについては、それぞれ個別のコンテンツを表示できること。また、複数のディスプレイ、あるいはSTBをグルーピングして同じコンテンツを表示できる等の柔軟性をもった運用ができること。

【尚、各フロアサイネージでは「緊急災害情報」の掲載については必須ではないが、予算内において提案があれば加点する。】

## 2.4. 総合案内サイネージ

## 2. 4. 1. わかりやすく、見やすい総合案内

市庁舎総合案内のためのコンテンツ(以下、「総合案内コンテンツ」と呼ぶ。)を制作する。庁内の全フロア案内や、来庁目的、業務内容、所属名等からの検索がタッチパネルを活用して可能であること。現在地と目的地が明確に分かることや、誰もが見やすいカラーユニバーサルデザインを採用する等、わかりやすく、見やすいコンテンツを制作すること。

尚、新庁舎の意匠コンセプトを市ホームページ及び別紙「内装イメージ」を参照の上、フロア案内については、新庁舎の各種サインのデザイン等と一貫性のあるデザインとすること。

## 2. 4. 2. 多言語対応

総合案内コンテンツでは、多言語による表示を実現し、外国人の方にもわかりやすい庁舎案内を実現すること。多言語の種類については、日本語(「やさしい日本語」、英語を必須とする。

【翻訳可能な言語を提案すること。予算内において対応する言語数に応じて加点する。】

## 2. 4. 3. 設置場所、向きへの対応

総合案内コンテンツは別紙「サイネージ配置図」に記載する通り、別の複数の場所にディスプレイ、STB等を設置して使用することを予定している。そのため、設置の場所、向きに応じた適切なコンテンツ表示を可能とすること。

## 2. 4. 4. 来庁者のスマートフォンの活用(コンテンツのスマートフォンへの提供)

来庁者自身が持つスマートフォンを活用して、総合案内コンテンツの閲覧を可能とすること。同様にスマートフォンを活用して「サイネージの場所から、目的の場所への行き方」をわかりやすく説明できること。

## 2. 4. 5. フロア案内以外の情報

フロア案内を妨げない形で「本日の催し・イベント」の案内や、市からのお知らせについても表示できること。庁舎案内に限らず、利用者視点にたった情報発信ができること。

【尚、総合案内サイネージでは「緊急災害情報」の掲載については必須ではないが、予算内で提案があれば加点する。】

### 3. ハードウェア

#### 3. 1. 共通事項

使用するディスプレイ、設置場所については「1. 6. デジタルサイネージ設置場所」の通り。STBは有線LAN、無線LANいずれでもネットワーク接続できること。ディスプレイ機器の電源ON/OFFまたはスタンバイ・省電力モードへ移行を指定時間に自動実行できること。

音声の使用に際しては、業務に支障のない音量で放映できるよう調整すること。

CMSやユーザー管理について、クラウド型での実現、オンプレ型による実現については問わない。ただしオンプレ型で利用するサーバ機器については、19インチラックハマウントできる、ラックマウント型とする。

#### 3. 2. 4面マルチサイネージ

市が用意・設置する4面マルチディスプレイを活用することができるSTB等により実現すること。

STB等は壁の裏に設置することを想定している。

#### 3. 3. 各フロアサイネージ

市が用意・設置する各フロアサイネージ用ディスプレイを活用することができるSTB等により実現すること。

STBは「1. 6. デジタルサイネージ設置場所」に表で示す想定機種の背面にマウントできる機材で実現すること。

### 3.4. 総合案内サイネージ

総合案内サイネージについては、55インチ相当以上のディスプレイ、及びSTB等と、ディスプレイを固定設置しSTB等必要な機材を収納する筐体を調達・設置し、実現すること。

タッチパネルによる庁舎案内等が行えること。STBは筐体内に設置できること。

設置する筐体や、設置方法については転倒防止等に配慮すること。外国人、障害者、高齢者等も含め「誰もが使いやすい」ユニバーサルデザインとすること。また、内装インテリアに調和し、新庁舎の景観を損なわないデザイン、色遣いとすること。

設置場所に応じて操作しやすい高さ、操作しやすい向きを採用すること。

尚、開始時期前の設置後に移動する必要がある場合は機器の移動・設定等、市に協力すること。

## 4. 保守について

構築したシステムについては、事業者にて常時監視を行うことし、異常発生時には速やかに対応すること。

平日9時00分～17時30分において、異常発生に関する電話対応を行うこと。

またハードウェアの交換や、現地での設定等が必要な場合には2営業日以内にオンサイトでの対応を行うこと。

利用方法についてはメール・電話等での問い合わせが可能なこと。

## 5. 成果物

### (1) デジタルサイネージシステム一式

- ①4面マルチサイネージ
- ②各フロアサイネージ
- ③総合案内サイネージ

### (2) 完成図書

- ①要件定義書及び議事録
- ②コンテンツ仕様書（総合案内デジタルサイネージ）

- ③システム構成表及びシステム構成図
- ④システム設定表(デジタルサイネージ・サーバ、STB、ネットワークに関する設定値)
- ⑤運用手順書
- ⑥操作マニュアル
- ⑦上記全てと、「総合案内コンテンツ」を格納した電子媒体(CD-ROM, DVD等):  
2部

## 6. その他

提案内容は原則、履行することとする。契約前に市と協議し、詳細を決定する。業務開始時に以下の資料を提出すること。

- ①業務着手届
- ②業務管理責任者届
- ③事業実施計画書
- ④事業工程表
- ⑤システム系統図
- ⑥その他、市担当者が必要とする書類等

この仕様書に明記されていない細部の事項については、当市の指示に従うものとする。業務の実施にあたり、疑義が生じたときは市と事業者が協議して、これを解決するものとする。